

令和元年 5 月 21 日

厚生労働省医政局 局長 吉田 学 殿

NPO 法人 女性医療ネットワーク  
一般社団法人 日本女性医療者連合  
一般社団法人 性と健康を考える女性専門家の会

## 緊急避妊薬のオンライン診療の運用に関する要望書

我が国の女性医療のアクセスを改善するために、オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会においては慎重な議論が重ねられております。しかし、緊急避妊薬の診療に関しては、現状と異なり、かつ科学的根拠が確認できない論議が存在します。国際的な女性の健康推進の見地から、現状と異なる点については修正いただき、科学的根拠に基づいた運用をご検討いただきたく、次の三点を要望いたします。

### 1. 緊急避妊薬の処方は産婦人科専門医に限定しないでいただきたい。現在、緊急避妊薬を処方している医師は、産婦人科専門医に限りません。

我が国において緊急避妊薬は、処方箋医薬品であり医師であれば処方することが可能です。検討会において「妊娠の診断には高度な知識が必要であるから、処方は産婦人科専門医に限定するべきであり、産婦人科以外の医師が処方する場合は非常に厳しい研修を課すべきである。」「問診だけで処方するにはリスクがある。内診、妊娠確認を行ってから処方する。」という議論がありましたが、現在、多数の産婦人科以外の医師も処方に携わっており、産婦人科診療ガイドラインに則り、基本的には問診のみで処方されています。また検討会において「男児が女性化するリスク」が指摘されましたが、これまで症例の報告はなく、WHOは「妊娠初期に誤って服用しても胎児に害を及ぼすことはない」としています。また、我が国の緊急避妊法の適正使用に関する指針にも「今まで知られている限りでは、産まれた赤ちゃんに異常があったということはありません。」と記載されています。緊急避妊薬についてWHOは、「思春期を含むすべての女性が安全に使用できる薬」であり「医学的管理下におく必要はない」とし、世界では76カ国で医師の処方箋なしに薬局で薬剤師により販売され、19カ国で直接薬局などで入手することが可能です。国際産婦人科連合（FIGO）とInternational Consortium for Emergency Contraception（ICEC）の共同声明では、「医師によるスクリーニングや評価は不要である。」「薬局カウンターでの販売が可能である。」としています。

### 2. 緊急避妊薬を処方する対象は、性暴力被害者に限定せず、必要とするすべての女性にしていいただきたい。性暴力被害者のみならず、予期しない妊娠を緊急に回避したいすべての女性が、緊急避妊薬を処方する対象に該当します。

内閣府の調査によると、無理やりに性交等をされた被害のある女性のうち、約6割はどこにも相談していません。こうした実態をふまえた性犯罪被害者等施策は極めて重要です。検討会における「処方箋を性犯罪被害者に限定するか否か」という議論は、被害を打ち明けられなかった女性に対する二次被害につながる可能性が危惧されます。緊急避妊薬が必要となる理由は様々であり、性犯罪だけではありません。その理由によって、また、その理由を開示できたかどうかによって、医療の提供を差別化することは人権侵害にもつながりかねません。WHOは「意図しない妊娠のリスクを抱えたすべての女性および少女には、緊急避妊にアクセスする権利があり、緊急避妊の複数の手段は国内のあらゆる家族計画プログラムに常に含まれねばならない。」と勧告しています。

### 3. 緊急避妊薬を処方した3週間後の産婦人科受診は必須にするのではなく、必要に応じて推奨にしていきたい。緊急避妊薬の処方に際して、必ずしも後日の外来診察を要するわけではありません。産婦人科には、普段から、相談や検診などのために受診することができます。

緊急避妊薬を内服すると排卵が遅れ、内服後に妊娠しやすい時期が生じる可能性があります。緊急避妊薬の処方をきっかけにこのような知識が得られて、希望する女性が、効果の高い避妊法を継続できることは重要です。しかし、検討会における「妊娠（異所性妊娠）の診断のために、処方から3週間後の産婦人科受診を必須にする」という議論については、科学的根拠が示されておられません。産婦人科診療ガイドラインは「必要に応じて来院させる」としています。一般的に処方の際には、市販の妊娠検査薬が普及している現在の状況を鑑み、「月経が予定より遅れる場合や、使用から3週間経過した場合には、妊娠検査薬を行い、陽性反応が出た場合は、必ず産婦人科を受診するように。」などの説明がされています。緊急避妊法の適正使用に関する指針には「月経が予定より7日以上遅れたり、あるいは通常より軽い場合には、妊娠検査を受けるよう勧める。」「女性の健康に対する関心を高めるという観点から、必須ではないが、性感染症のリスクについて説明し、機会をみてSTI検査や、加えて子宮腔部・頸部細胞診検査を受けることを勧める。」と記載されています。なお、FIGOとICECの共同声明は「定期的な後日のフォローアップは不要」としており、アメリカ産婦人科学会は「緊急避妊薬の使用後にフォローアップ受診の予定は必要とされない。」と推奨しています。

我が国における産婦人科医不足や地域による医師の偏在は深刻な問題であり、産婦人科の対面診療のマンパワーのみで、必要とするすべての女性に早急に緊急避妊薬を処方することは困難といえます。多様な人々からの医療アクセスのニーズが存在する今、国際的な女性の健康推進の見地から、医療アクセスの向上およびヘルスリテラシーの啓発が重要です。こうした状況をご理解いただき、上記の三点について科学的根拠に基づいた議論のご配慮をいただきたく、お願い申し上げます。

【参考文献】

\*産婦人科診療ガイドライン—婦人科外来編 2017

[http://www.jsog.or.jp/activity/pdf/gl\\_fujinka\\_2017.pdf](http://www.jsog.or.jp/activity/pdf/gl_fujinka_2017.pdf)

\*WHO Fact sheet on the safety of levonorgestrel-alone emergency contraceptive pills (LNG ECPs) (2010年)

[https://apps.who.int/iris/bitstream/handle/10665/70210/WHO\\_RHR\\_HRP\\_10.06\\_eng.pdf;jsessionid=5649F052DA0127396D9270986921610B?sequence=1](https://apps.who.int/iris/bitstream/handle/10665/70210/WHO_RHR_HRP_10.06_eng.pdf;jsessionid=5649F052DA0127396D9270986921610B?sequence=1)

\*WHO 緊急避妊に関する刊行物

Ensuring human rights within contraceptive programmes A human rights analysis of existing quantitative indicators

[https://www.who.int/reproductivehealth/publications/family\\_planning/contraceptive-programmes-hr-analysis/en/](https://www.who.int/reproductivehealth/publications/family_planning/contraceptive-programmes-hr-analysis/en/)

\*日本産科婦人科学会 緊急避妊法の適正使用に関する指針 (平成28年)

[http://www.jsog.or.jp/uploads/files/medical/about/kinkyuhinin\\_shishin\\_H28.pdf?fbclid=IwAR3Eu1RQe-SQOA5jc6UEPPg11PQemBG19UZZ\\_TCF8yP5mP1vAcawT9WTJ5k](http://www.jsog.or.jp/uploads/files/medical/about/kinkyuhinin_shishin_H28.pdf?fbclid=IwAR3Eu1RQe-SQOA5jc6UEPPg11PQemBG19UZZ_TCF8yP5mP1vAcawT9WTJ5k)

\*International Consortium for Emergency Contraception (ICEC)

[https://www.cecinfo.org/wp-content/uploads/2018/12/ICEC-guides\\_FINAL.pdf](https://www.cecinfo.org/wp-content/uploads/2018/12/ICEC-guides_FINAL.pdf)

\*内閣府男女共同参画局 男女共同参画白書 (平成30年度版)

[http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/h30/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-07-11.html](http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h30/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-07-11.html)

\*WHO 勧告 (2018年)

<https://www.who.int/en/news-room/fact-sheets/detail/emergency-contraception>

\*アメリカ産婦人科学会 Committee on Practice Bulletins Number

152, September 2015

<https://www.acog.org/Clinical-Guidance-and-Publications/Practice-Bulletins/Committee-on-Practice-Bulletins-Gynecology/Emergency-Contraception?IsMobileSet=false>